ハ　第十一条の規定による巡視又は点検の状況（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合の廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）においては、巡視の状況に限る。）並びにその担当者の氏名	やむを得ない場合を除き、毎日一回。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した場合における当該廃止措置対象施設に係る巡視にあっては毎週一回とする。
［ニ・ホ　略］	［略］
二　運転記録（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉に係るものを除く。）	［略］
［イ～ツ　略］	［略］
三　燃料体の記録（イからトまでに掲げる事項については、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）	［略］
［イ～チ　略］	［略］
四　［略］	［略］
五　放射線管理記録	
イ　発電用原子炉施設（五号炉及び六号炉並びにこれらの附属施設を除く。）のうち遮蔽壁を設ける必要があるもの（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日一回。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合における使用済燃料の貯蔵施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあっては毎週一回とする。
［略］	［略］

ハ　第十一条の規定による巡視又は点検の状況（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた場合の廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）においては、巡視の状況に限る。）並びにその担当者の氏名	［同上］
［ニ・ホ　同上］	やむを得ない場合を除き、毎日一回。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した場合における当該廃止措置対象施設に係る巡視にあっては毎週一回とする。
二　運転記録（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉に係るものを除く。）	［同上］
［イ～ツ　同上］	［同上］
三　燃料体の記録（イからトまでに掲げる事項については、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）	［同上］
［イ～チ　同上］	［同上］
四　［同上］	［同上］
五　放射線管理記録	
イ　発電用原子炉施設（五号炉及び六号炉並びにこれらの附属施設を除く。）のうち遮蔽壁を設ける必要があるもの（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日一回。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた場合における使用済燃料の貯蔵施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあっては毎週一回とする。
［同上］	［同上］